

倉敷市庁舎等再編整備事業（行政ゾーン整備） 募集要項等に関する質問回答（第1回）

2022年9月15日公表版
（先行回答分）

No	資料名		該 当 箇 所					質問	回答
	タイトル	別紙等の種類	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	募集要項		13	4	(4)	ウ		参加資格確認申請の提出書類の2-7配置予定技術者の参加資格要件調書についてですが、管理技術者他、各々候補者を何名まで記載可能でしょうか。1名限定のみの記載になりますでしょうか。	下記のとおり、ご記載ください。 【設計業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…意匠・構造・電気設備・機械設備の各分野を担当する者（担当者分野の兼務可）を1名以上（人数制限なし、ただし各分野を主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【工事監理業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…1名以上（人数制限なし、ただし主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【建設業務】 ・監理技術者…1名以上（人数制限なし）
2	募集要項		13	4	(4)	ウ	提出書類	配置予定技術者の参加資格要件調書（様式2-7）へ記載する建設業務の技術者は、監理技術者の配置が義務付けられている代表企業のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	優先交渉権者選定基準		8	A-2				配置予定技術者としての実績を求められていますが、求められている実績の従事役職（現場代理人、監理技術者他）、従事配属期間（50%以上で良いか等）の詳細記載がないので、ご教授をお願いします。	実績に関して、従事時の役職指定はありません。従事期間については、契約期間の50%以上従事しているものを提出ください。
4	基本協定書（案）		3	第3条				事業契約の締結に至らなかった場合等の処理で「乙の責めに帰すべき事由」とはどのような事由を想定していますか。	基本協定書（案）第2条第4項から第6項に定める事由、契約調整において乙の責により手続きが期日までに行われなかった場合等を想定していますが、第3条第1項に該当する事由はこれに限りません。